

雑工戸の変質と造兵司の解体

古田一史

The Transformation of the *Zakkōko* (Groups of Miscellaneous Artisans) and the Dissolution of the Office of Weapon Manufacture

FURUTA Kazufumi

はじめに

- ① 雑工戸条の理解について
- ② 造兵司における技術労働力編成
おわりに

【論文要約】

本稿は、品部・雑戸の系譜を引く雑工戸に焦点を当て、彼らに対する管理や収取のあり方がどのように変化していったのかを検討することで、寛平八年（八九六）に造兵司が兵庫寮へと統合されていくことの背景を明らかにしようとするものである。

これまで、軍事関係の雑戸である雑工戸が『延喜式』にまで維持されるように、律令国家が彼らに対して強い関心を抱いていたとされながら、一方ではこれら雑工戸は造兵司に上番せず、在地で武器を生産し貢納していたとされ、相反する理解がなされてきた。このように造兵司が立脚する雑工戸への理解が曖昧であったために、なぜ造兵司が解体されて兵庫寮へと統合されたのかという問いにも、明確な解答が出されな
いままでであった。

その要因は、延喜兵庫式31雑工戸条の内容分析の不足と、兵庫寮への統合までの造兵司の活動に対する検討の不足であった。そこで本稿では、こうした不足を補い、造兵司と雑工戸との関係性の変遷を整理して、造兵司解体の要因を探った。

内容分析から、延喜兵庫式は雑工戸による在地での武器生産などは想定されておらず、延喜兵庫式が依然として中央に工人を上番させることを規定していた。

次いで八・九世紀の造兵司について、先学の成果によりその中心的機能が軍需生産技術の再生産にあることを確認した。さらに史料から造兵司の活動をうかがうと、造兵司における技術伝習と、造兵司による雑工戸への管理とは、いずれも九世紀に衰退していた。

その結果、造兵司は雑工戸への支配を放棄して、当時京内を中心に発達した雇用労働と、京畿内における手工業民の増加を背景に、必要な技術者・労働力を雇用する形態へと移行したのであり、大宝令以来雑工戸の管理を職務とした造兵司は解体され、工房機能が兵庫寮へと引き継がれたのであった。

【キーワード】 雑工戸、造兵司、兵庫寮、延喜兵庫式、技術労働力

はじめに

寛平八年（八九六）の中央官司再編成により、兵部省被管の造兵司・鼓吹司は、左右兵庫と統合され、兵庫寮という官司が形成された。こうした経緯を反映して、延喜兵庫式には、左右兵庫のほか、造兵司・鼓吹司に関する規定も収録されている⁽¹⁾。そうした条文の一つに、次の延喜兵庫式31雑工戸条がある。

雑工戸

左京廿五烟（今絶戸） 右京卅九烟（今絶戸） 大和国六十九烟

摂津国五十烟 河内国七十一烟 和泉国五烟

伊勢国四烟 尾張国四烟 遠江国廿烟

近江国十八烟 美濃国卅二烟 丹波国七烟

播磨国四烟 紀伊国廿六烟

右、雑工戸免調庸。毎年自十月一日至二月卅日役使。雑作

人別不_レ得_レ過_二五十日_一。其役分物、毎年附_二貢調使_一進之。但摂津

国有馬郡羽東工戸役十五日、不_レ免_二其調_一。若有_二絶戸_一、其口分田、

准_レ佃賃租充_二雑工食_一。不_レ給_二公糧_一。

雑工戸とは、律令製造兵司に所属していた品部・雑戸の総称である。右の条文は、造兵司を統合したことで兵庫寮に引き継がれたものであることが明らかであろう。

狩野久氏は、律令国家における雑戸の多くに軍事的性格を見出し、それゆえにこそ彼らは官司隷属的地位に置かれたと述べた⁽²⁾。そして右の雑工戸を含め、『延喜式』に規定される品部・雑戸がいずれも軍事的性格を持つことを、自説補強の傍証としている。このように、律令国家が

品部・雑戸のうちでも特に軍事的性格の濃厚なものを長く維持しようとしたことには、異論のないところであろう。

しかしながら、雑工戸などは長く維持されながらも、その実体を失っていったことも指摘されている。先の条文には、「其役分物、毎年附_二貢調使_一進之」とあって、各地に分布した雑工戸から、貢調使を通じて何らかの貢納が行われていたと見られる。この点について、松本政春氏は、本来雑戸が上番して造兵司で生産を行っていたのが、いつの頃からか上番せずに在地から製品を貢納する体制へと移行したと述べている⁽³⁾。さらに松本氏は、このように貢納を中心とするようになったことで、造兵司が官司として存続する意義が低下し、寛平八年の停廢に至ったのではないかと推定した。

一方新井喜久夫氏は、調分二〇日・庸分一〇日・徭分二〇日という換算⁽⁴⁾から、免除を明記される調庸分を上番に充てるほか、明記はされないが雑徭も免除されており、徭分二〇日⁽⁵⁾を在地における生産に充てるとする理解を示した。貢調使が京進する「役分物」とは、徭分により生産された製品、ないしは造兵司の運営に必要な物資であったと考えるのである。

松本氏の見解と新井氏の見解とは、上番の有無において相違点はあるものの、製品の貢納が制度化されていると解している点では共通している。本来律令製造兵司に所属していた雑工戸（品部・雑戸）は、造兵司に一定期間上番して技術労働に従事することとされていたから、このような貢納制の導入は、造兵司と雑工戸との関係性を考えるうえで、重要な手掛かりとなるだろう。先にみた松本氏の見解も、このような観点から示されたものである。

確かに品部の廃止や雑戸の解放を示す史料が度々現れていることからすれば、造兵司における生産・貢納の形態は大宝令施行直後と同一ではなかっただろう。しかし一方で製品の貢納を前提とした記述は六国史や

延喜兵庫式からは見出せず、兵庫寮、および統合以前の造兵司において、各地の雑工戸からの貢納によって必要な生産をまかなっていたとは考えにくい。延喜兵庫式の他条文、また六国史からうかがわれる統合以前の造兵司の活動からは、中央の造兵司・兵庫寮に工人が上番して修理・製造を行っていたことを示す事例を検出することができる。品部・雑戸の実質的な解体後も、造兵司においては上番する工人によって生産・修理を行うのが建前であり、また実態でもあったのではないかと考えられる。この点で、松本氏の示した、造兵司解体への見直しは再検討を要する。

また、九世紀においても造兵司における生産が続いていたならば、上番する工人が規定通り雑工戸であるのか、それとも浅香山木氏⁶が指摘したような雇工であるのかという点が大きな問題となる。

本稿は右のような関心から、『延喜式』に見える規定を再検討し、品部・雑戸の解体後における造兵司の労働力基盤について考察を加えるものである。まず『延喜式』における雑工戸の規定そのものを分析し、雑工戸による貢納がどのようなものとして規定されていたのかを確認する。

また、造兵司は専論がほとんどないこともあって、寛平八年に兵庫寮へと統合されたことについても、器仗に関わる職務の親和性から説明され⁷、詳細な経緯の説明は必ずしもなされていない。そこで造兵司における雑工戸の変質から、官司としての造兵司の機能の変化を跡付け、造兵司が兵庫寮へと統合される背景をも再検討していきたい。なお、本稿で造兵司の「解体」と称するとき、これは造兵司の一切の機能を廃止することではなく、兵庫寮への統合に際しての造兵司四等官らの廃止を想定していることを断っておきたい。

① 雑工戸条の理解について

造兵司と雑工戸との関係性を検討するためにも、今一度延喜兵庫式に見える雑工戸関係規定と、そこから検出できる特徴の明確化を行わなければならない。本章では、延喜兵庫式31雑工戸条の内容分析と、『延喜式』の他条文との照合を通じて、兵庫寮および統合以前の造兵司における労働力徴発体制について検討したい。

冒頭でも掲げた延喜兵庫式31雑工戸条をあらためて掲げる。なお、後半部分の①～⑦は条文の記述を内容的に区切ったものである。

雑工戸

左京廿五烟（今絶戸） 右京卅九烟（今絶戸） 大和国六十九烟

摂津国五十烟 河内国七十一烟 和泉国五烟

伊勢国四烟 尾張国四烟 遠江国廿烟

近江国十八烟 美濃国卅二烟 丹波国七烟

播磨国四烟 紀伊国廿六烟

右、雑工戸①免調庸。②毎年自十一月一日至二月卅日役使。

③雑作人別不_レ得_レ過_二五十日_一。④其役分物、毎年附_二貢調使_一進之。⑤但摂津国有馬郡羽束工戸役十五日、不_レ免_二其調_一。⑥若有_二絶戸_一、其口分田、准_レ賃租充_二雑工食_一。⑦不_レ給_二公糧_一。

雑工戸は京畿内を中心に分布しており、総数は三七四戸だが、左右京の六四戸には「今絶戸」との注記がなされている。

本条後半部では、雑工戸について次の七点が規定されている。

- ① 調庸を免除すること。
- ② 毎年十月一日から二月三十日までのいわゆる閑月に使役すること。

③ 人ごとの徴発期間は五〇日を限度とすること。

④ 毎年「役分物」を貢調使に持たせて京進させること。

⑤ 摂津国有馬郡の羽束工戸の人は一五日を限度に使役し、調を免除しないこと。

⑥ 絶戸があつた場合は、その口分田を賃租して地子を工人の食料に充てること。

⑦ 公糧を支給しないこと。

右のうち⑤は雑工戸の中で特別な扱いを受けるものについて定めた部分であり、全体に関わる規定ではない。よって、⑤以外の六つの部分について検討を加えていくが、比較の対象として、『令集解』職員令26造兵司条古記・令釈に引かれる別記を掲げておこう。

古記及釈云、別記云、鍛戸二百七戸。甲作六十二戸。鞞作五十八戸。弓削三十二戸。矢作廿二戸。軋張廿四戸。羽結廿戸。梓刊卅戸。右八色人等、自十月一至三月、毎戸役二丁。為雑戸免調役也。爪工十八戸。楯縫卅六戸。幄作十六戸。右三色人等、臨時召役。為品部取調免徭役。

一 工人の徴発時期

延喜兵庫式と別記とを比較すると、延喜兵庫式の規定における②が、別記における雑戸の徴発規定を引き継いだものであることがわかる。雑工戸の動員に際しては、一貫して農閑期に徴発することが制度上維持されていたのである。

ところが、延喜兵庫式における具体的な器仗の生産規定を見ると、長功・中功・短功の全ての場合が想定されている条文が存在している。長功・中功・短功については、養老宮繕令1計功程条に次のように規定さ

れている。

凡計三程者、四月・五月・六月・七月、為長功。〔布一常得三四功。〕二月・三月・八月・九月、為中功。〔二常得五功。〕十月・十一月・十二月・正月、為短功。〔一常得六功。〕

雑工戸は十月から二月末まで使役されるのであるから、本来はほとんどが短功で、二月中のみ中功となるはずである。しかし実際には長功まで含めて通年生産を行い得るかのようになっている。

あらためて、延喜兵庫式における器仗の生産規定をみると、23梓弓条・24征箭条・25横刀条・26挂甲条の四つの条文は、長功・中功・短功のそれぞれの場合における作業日数を区別して記述している。一方20御梓弓条・21大祓横刀条・22大嘗会神楯条の三つの条文は、そのような区別なく一通りの日数を定めている。

後者に共通する特徴として、特定の儀式に用いられる儀仗用の武器であることが指摘できる。すなわち、20御梓弓条で生産されるのは、正月七日に内裏へと進上する特別な弓であり、また21大祓横刀条で生産されるのは、条文名通り六月・十二月の大祓で使用される横刀である。22大嘗会神楯条も踐祚大嘗会に必要な神楯・戟の生産規定であり、上記三例はいずれも特定の時期にのみ必要となる、言い換えれば年間の生産予定が確定している器仗の生産規定である。それゆえにその生産は雑工戸上番期間に集中させることが可能で、先に述べたように雑工戸上番期間中はほとんど短功であるから、それ以外の場合について特別の規定を設けなかつたと理解できる。このように考えると、反対に23〜26条に規定される器仗については、時期によらず必要に応じて雑工戸以外の労働力をも動員し生産することが想定されていた可能性が高い。

右の原則にあてはまらないかに見える事例もある。27修理挂甲料条お

よび29造弩条は、それぞれ挂甲の修理と機械式の大弓である弩の製造に
関する規定だが、時期による労働日数の調整を規定せず、必要な作業量
をのべ人数として計上するのみである。このうち、弩については詳細を
知り難いが、挂甲の修理については、14破損甲条において兵庫寮が毎年
五〇領の破損甲を修理すると定めている。先の27修理挂甲料条もこれに
関わる規定であろう。年間の修理計画が固定されているのであれば、先
にみた特定の儀式に用いる器仗と同じく、雑工戸の上番期間に作業を集
中させることが可能である。このため、時期による作業日数の調整を想
定せずに立条したのであろう。

以上、延喜兵庫式においては、必ずしも労働力基盤を雑工戸のみに求
めていないことを指摘した。雑工戸などの世襲的技術民から、雇用労
働力へと転換が進んでいったとする浅香氏の指摘もあり、九世紀におい
て雑工戸のみを労働力基盤として想定しえないことはすでに知られてい
る。しかしながら、実態面のみならず、『延喜式』という制定法におい
て、雑工戸以外の労働力をも差発することを見越した規定が立条されて
いるということは、律令国家における技術労働力の徴発を考えるうえで、
重要な手掛かりとなるのではないだろうか。

二「役分物」の理解をめぐって

次に、雑工戸に対する財政的措置をみていこう。①に規定されるよ
うに、雑工戸は調庸を免除されることとなっており、別記の記載とも一
致する。一方で、雑徭の免除については条文内で言及されていない。こ
の点につき、新井氏は、③で人別の労働日数を五〇日とすることから、
実際には調分二〇日と庸分一〇日に加え、徭分二〇日をも雑工戸の使役
に含んでおり、したがって明記されないが雑徭もまた免除されていると
した。また、新井氏は、④にいう「役分物」が徭分に相当すると理解し、
調庸分の三〇日を上番に充て、残る徭分二〇日を在地での生産・貢納に

充てるとしている。

③にみえる五〇日の就労日数については後述することとし、まずは調
庸および雑徭の免除について考えたい。ここで、『日本三代実録』元慶
四年（八八〇）八月十六日条に「鼓吹司吹戸者、調徭雑役、共被免除。
資私糧食、学習鼓角。」とあるのが参考となる。榎木謙周氏は、「こ
の例からすべての品部・雑戸の課役免除の意味を推し量ることはできな
いかもしいない」と注意を促しているが、雑工戸の調庸免除規定も、上
番する工人の食料などをまかなうための給付措置であった可能性がある。
また延喜木工式には次のようにある。

延喜木工式29鍛冶戸条

鍛冶戸

左京十九烟 右京五十八烟 大和国一百二烟

山城国十烟 河内国卅六烟 摂津国五十八烟

伊賀国三烟 伊勢国三烟 近江国卅四烟

播磨国十六烟 紀伊国十三烟

右、鍛冶戸毎年当国計帳進_レ官、官先下_二主計寮_一令_レ計_二損益_一、
然後下_レ寮。即從_二十月一日_一至_二二月卅日_一、為_レ番役使。

同30鍛冶調庸徭条

凡五畿内及伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等国鍛冶戸百姓調
庸徭分者、附_二貢調使_一送之。

木工寮の鍛冶戸も雑工戸と同じくもとは雑戸で、金属加工に従事する
という点も共通しており、閑月に上番するという同様の就労形態が規定さ
れている。ここで注目したいのは、鍛冶戸が「調庸徭分」を貢調使に持
たせて京進するという規定である。雑工戸の規定と単純に比較すれば、
「役分」＝「調庸徭分」という置き換えが可能であると考えられる。先に

述べた通り雑工戸の雑徭免除は明記されていないが、免除された調庸分が上番する工人のために京進されていると考えられることができるだろう。

なお、訳注日本史料『延喜式』においては、雑戸解放後良民とされた鍛冶戸が調庸を負担していたとの立場から、「調庸徭分」を調庸および徭分と区切って理解する⁽¹¹⁾。この場合、調庸の名目で収取が行われる点で、雑工戸とは貢納のあり方が異なるということになる。しかし、「調庸徭分」を調庸と徭分とするのであれば、調庸を貢調使が京進することは当然であるから、なぜ殊更に明文規定を設けるのかが理解しがたいのではないだろうか。また、鍛冶戸と雑工戸とはともに金属加工を中心とする旧雑戸であり、後述する雑戸解放と上番再開に際しても同列に扱われたのであるから、その両者に調庸免除の有無という差異が生じるとは考えがたいだろう。したがって、延喜木工式の該当部分については、調分・庸分・徭分を併記したものと解し、鼓吹戸と同様に在地における特定の戸の調庸雑徭を免除して、その相当分の貢納物を上番する工人への給付財源とするという規定であるとみるべきであると考ええる。

右のように解すれば、雑工戸が京進する「役分物」についても、明記されない雑徭により生産された製品であると解釈する必要はなく、調分・庸分・徭分を総称したものとみて矛盾はない。この点に関連して、次の『日本三代実録』貞観八年（八六六）二月十日条を挙げておこう。

十日丙辰、勅、貞観六年正月七日、詔復^二天下百姓徭^一十日。而
在^二諸国^一造兵司雑工戸猶役^二卅日^一、司徵^二其料^一。宜^下准^二詔旨^一同
復^上。

貞観六年に雑徭は三〇日から二〇日へと軽減されたが、その後も造兵司が諸国の雑工戸に対して三〇日分の料物を要求していたとある。新井氏はこの記事と延喜兵庫式31雑工戸条の内容から、雑工戸の生産が中央に

集約されず、調庸免除分の上番と、雑徭分での在地における生産、そして在地における生産物と上番しないものの調庸徭分の貢納が行われたとの理解を導いている。

新井氏の見解のうち、上番しないものの調庸徭分を貢調使が京進したとする点は、これまで述べてきた私見の立場と一致する。しかし、調庸分で上番する工人についても、雑徭を充当して在地における生産・貢納を行わせることが『延喜式』の法意であるとする点には従えない。古尾谷知浩氏の論考において示されたように、八世紀の段階から、律令国家は必要な手工業生産の全てを自らまかなっていたわけではない。技術労働力の徴発に関しても、造兵司などの官司所属工房以外に広く技術者が存在し、その技術者や製品の一部を徴発していたのである⁽¹²⁾。このような状況下で雑工戸を造兵司直属の手工業民として掌握し、閉月上番させるといふ体制は、後述するように一定数の生産を満たすことよりも、技術的指導者の育成・維持に重点を置いたものであると考えられるべきである⁽¹³⁾。したがって、在地における雑徭の形をとってまで雑工戸に器仗を生産させる必要性は薄いといわねばならない。

春名宏昭氏は、雑戸解放後に雑工戸・鍛冶戸が造兵司・鍛冶司への上番を再開させられたことの要因として、律令国家が必要とする軍事的技術が、官司外では十分に伝習されず、律令国家がこれらの技術が衰退する恐れを感じたためであるとの見通しを示しており⁽¹⁴⁾、従うべき見解であろう。雑工戸・鍛冶戸が『延喜式』にまで維持されたのは、律令国家における技術伝習の基盤として重視されたためであり、このような雑工戸に対して雑徭分を在地で生産・貢納させるといふいわば放任主義的な態度で臨んだとは考えられない。

先の貞観八年の事例においても、雑徭の日数が全国的に減額されたにも関わらず造兵司が雑徭の名目で徴発を行うと考えるより、雑徭三〇日分に相当する料物を、国司に要請して徴発していたと考えるべきである

う。その背景には、『日本三代実録』貞観七年（八六五）十二月十七日条に

（前略）諸衛士仕丁等愁訴云、遠辞^二郷国^一、苦^二役京都^一。唯仰^二養丁之輸物^一、以充^二羈旅之費用^一。而本国司称^二依^レ詔復^レ徭^一、養物之數、三分減^レ一。然則留^レ国之民既蒙^二十日之復^一、上京之丁猶苦^二一年之役^一。凡在^二勞逸^一、彼此不^レ同。（後略）

とみえるような、中央官司財源としての徭分減額への抵抗があったものと思われる。

以上より、雑工戸は調庸、また明文化されないものの雑徭を免除され、その相当額を代物納することで上番する工人を支えていたと考えられ、京進される「役分物」を在地で生産された器仗であるとする見解には従いがたい。延喜兵庫式においては、依然として工人を上番させ中央で生産を行うことを想定しているのである。

三 上番工人の使役と給糧

本節では、実際に上番する工人に関する規定について検討したい。春名氏は、『令集解』職員令63左馬寮条に

天平勝宝三年官符云、馬飼者悉充^二雑徭^一、如^レ旧、作^レ番上^二下左右馬寮^一。国司与^二本司^一、共檢校、勿^レ令^二遺漏^一。

とあることから、馬飼とともに解放された旧雑戸についても同様に雑徭を充当して上番させたと述べている。賦役令に六〇日と規定された雑徭は、天平宝字元年（七五七）に三〇日へと半減されているが、馬飼や雑工戸らの徴発はこの範囲内で行われたと理解するのである。

③に規定するように、雑工戸の上番日数は五〇日を上限とするのであるから、少なくとも延喜兵庫式の規定が作成された段階⁽¹⁸⁾では、単純に雑徭の範囲内で徴発されたとは考えられない。この点について、新井氏の述べたように、③では調分二〇日・庸分一〇日・徭分二〇日の合計として五〇日と記載されているとすれば、貞観六年以前は雑徭が三〇日であったことから雑工戸の上番日数は六〇日以内となり、天平宝字元年以前の雑徭六〇日と一致する。よって、雑徭が半減されて三〇日とされたのに伴い、いずれかの段階で調庸分を追加で上番に充てたと解することができる。

だがここで、⑦に公糧支給を行わないと記されていることに注目したい。訳注日本史料『延喜式』においては、⑥とつなげて読み下している。内容的には、通常雑工には公糧を支給するものの、雑工戸に絶戸がある場合はその口分田を賃租して地子を食料に充て、その分の公糧を支給しないということになる。

しかし前節で述べてきたように、そもそも『延喜式』においては雑工戸・鍛冶戸らは在地からの調庸徭分によって資養されており、公糧は支給されていないと考えられる。であれば、⑦は絶戸の有無に関わらず雑工戸全体に係る規定であると理解すべきである。そして、実態は別にしても制度上雑徭は公糧を支給しない原則であった⁽¹⁹⁾から、春名氏の述べるように雑工戸が雑徭の範囲内で差発されたならば、⑦の注記は不要であろう。よって、雑工戸らの徴発は雑徭ではないと考えられる。

そこで、『類聚三代格』慶雲三年（七〇六）二月十六日勅を取り上げたい。

勅、凡百姓身役^二十日以上^一免^レ庸。廿日以上庸調俱免。役日雖^レ多、不^レ得^レ過^二卅日^一。其役^二廿日^一、及給^二公糧^一。即筑紫之役十九日、即廿日以上、皆同^二上文^一。若^レ応^レ役^二匠丁^一者、国司預点^二定匠丁^一、以^二二十

丁^一為^二火^一。給^三廩^一丁^一。上^レ役之日、及給^三公糧^一。還^レ国之時、当^レ酬^三巧直^一。其^一番役日雖^レ多、不^レ得^レ過^三五十日^一。

慶雲三年二月十六日

右は百姓身役等について定めた著名な格で、後段では匠丁について特別の雇役規定を設けている。吉野秋二氏は、これにより匠丁は百姓身役とは異なり雇役によって徴発することに加え、公糧（財源は正税）と功直とを支給することが定められたとする⁽²⁰⁾。この勅の対象は畿外の百姓・匠丁のみであるとされるが、後段の記述が養老賦役令²²雇役丁条の

凡雇^二役丁^一者、本司預計^三当年所作色目多少^一、申^レ官。録付^三主計^一、覆審支配。七月卅日以前奏訖。自^三十月一日^一、至^三二月卅日^一、均分上役。一番不^レ得^レ過^三五十日^一。若要月者、不^レ得^レ過^三卅日^一。其人限外上役、欲^レ取^レ直者聽。国司皆須^レ親知^三貧富強弱^一、因^レ對^三戸口^一、即作^三九等一定^一簿。預為^三次第^一、依^レ次赴^レ役。

という規定に対応しており、この賦役令規定が匠丁を除外するものではないとされる⁽²²⁾ことから、律令国家における匠丁は、五〇日を上限として雇役される存在であったことがわかる。なお、賦役令では閑月五〇日・要月三〇日と差を設けているが、慶雲三年格にはこのような区別がみられず、実際にも要月・閑月の区別なく匠丁の長期的使役が行われたとされる⁽²³⁾。また、右に述べたように畿外匠丁の給養財源を正税とすることが慶雲三年格の内容であるなら、畿内匠丁については庸による給養が継続されたのであろう。

このような匠丁制の展開の中で、一番の使役日数が一貫して五〇日である点に注目したい。③で雑工戸の人別上番日数を五〇日以内と定めているのも、九世紀における調庸雑徭相当日数を上番に充当したのではな

く、より古い淵源を持つ匠丁雇役制に准じて設定されたものではないだろうか。このように解すれば、匠丁同様に本来公糧と功直とを支給されるべきところ、中央財源を支出することなく技術労働力を徴発するという安価な動員を可能とするために、戸内における調庸雑徭免除とそれに相当する養物貢納を定めたものと理解できる。

その背景には、八世紀後半から顕著になる調庸の未進により、中央における給付財源が不足していったことなどがあるだろう。官人および工人らには広く庸から大糧が支給されていた⁽²⁴⁾ので、調庸未進は多数の工人を使役する手工業生産官司の運営を困難にしたはずである。戸内の調庸徭分による資養体制は、工人使役に要する負担を在地へ転嫁するものであった。前節での検討とあわせて、工人への給養財源こそが調庸・雑徭免除の第一の側面である。

さらに、上番する工人の人数や、実際に消費された食料の多少によらず、毎年一定額の調庸徭分を貢納させることで、工人の給養のみならず、造兵司の官衛財源全体を支える意図もあったと思われる。ここに、調庸・雑徭免除の第二の側面が現れている。

なお、調庸徭分を貢納使が京進するということは、その貢納責任は最終的に国司にあるのであるから、不足分を国司の責任で補填させるといふことも理論上はあり得る。このような上番工人への給養財源を在地に転嫁する姿勢は、慶雲三年格が畿外匠丁の食料を諸国の正税から支出させるように命じていることとも相通じるものがあるだろう。慶雲三年格は匠丁の柔軟な運用を可能にするものであったから、調庸徭分の貢納使による京進と、これを財源とする工人の使役という雑工戸条の規定も同じ意図に出たものであるとすれば、かなり早い段階までさかのぼる可能性もある。

⑥の絶戸田規定も、官衛財源、特に工人の食料財源の減少という背景から理解すべきである。延喜準人式20不仕料条に

凡隼人等不仕料、及備分絶戸田地子等、充^二修理料并雑用^一。

とあるように、官司に所属する特定の戸に絶戸が生じた場合、その口分田の地子を本司の財源とする事例はあるが、⑥ではこれを「雑工食」と使途を明記しているのである。また、左右京あわせて六四戸の絶戸が、式文において規定されているという点も特徴的である。

これについては新井氏が、貞観式を引き写した際に、京内の戸は逃亡して絶戸となったために加えられた注記であるとの見解を示したが、⁽²⁵⁾そもそも戸が無実であれば削除ないし代替の戸を点定すればよく、これを絶戸のまま維持していることこそ意味があるろう。

寛平八年の兵庫寮形成に伴い、造兵司一〇町三段五四歩・鼓吹司一九町六段一八歩・左兵庫一・二町九段二三四歩・右兵庫一・二町九段二三四歩の諸司田が全て没収されている。⁽²⁶⁾翌年には兵庫寮に二二町八段の「要劇并番上料」田が与えられたもの⁽²⁷⁾、これは左右兵庫の合計とほぼ等しく、造兵司・鼓吹司が持っていた諸司田を丸ごと失うこととなった。こうした状況で、上番する工人に食料を支給し続けるために、『延喜式』においてはあえて絶戸を定数化し、工人への給養財源として規定したのでと考えられる。したがって京内絶戸は単なる注記ではなく、延喜兵庫式編纂にあたって意図的に維持されたものであると考えられる。

小結

本章において得られた知見をまとめておこう。まず、雑工戸を閉月に上番することとしながら、延喜兵庫式において通年の生産を想定する規定が見られることから、要月を含めて雑工戸以外にも何らかの工人が上番していることを前提に諸規定が立条された可能性が高いことを確認した。

また、「役分物」の貢納について、従来は在地で生産された器仗であるとの見方が主流であったが、同じ兵庫寮の鼓吹戸や、木工寮鍛冶戸などの比較から、上番する工人への養物であることを述べた。これと公糧を支給しないとの規定から、雑工戸は本来公糧を支給されるべき匠丁に准じて徴発される存在であり、給養財源の安定化のために、調庸係分の貢納という形で負担を在地へと転嫁していたことを指摘した。

ここから、『延喜式』における雑工戸の貢納を、造兵司における生産そのものの代替とする理解は誤りで、むしろ造兵司における一定の生産活動を支えるためのものであったことが明らかになる。したがって、生産から貢納へという変化により、造兵司の生産官司としての機能が失われたことを、造兵司解体の要因とすることはできないのである。

ところで、本章では造兵司ないし兵庫寮の技術労働力について、工人とのみ称して雑工戸であるか雇工であるかは区別せずに論じてきた。しかし、造兵司における生産活動そのものは継続されていたとすると、造兵司の解体を理解するためには、九世紀の造兵司が徴発した工人の具体的な内容を明らかにする必要がある。そこで、本章での雑工戸条の理解をもとに、次章ではあらためて造兵司における技術労働力編成について検討したい。

② 造兵司における技術労働力編成

本章では、九世紀における造兵司の技術労働力基盤について、前章での検討を踏まえつつ、あらためて考察を加えていきたい。まず造兵司における雑工戸上番の意義を確認し、次いで造兵司の活動を文献史料から跡付けていく。そのうえで、造兵司の解体を導いた要因を再検討したい。

一律令国家における造兵司と雑工戸の意義

まずは、律令国家における造兵司の存在意義を確認しておこう。造兵司は、養老職員令26造兵司条に

造兵司

正一人〔掌、造^三雑兵器、及工戸々口名籍事〕。佑一人。大令史一人。少令史一人。雑工部廿人。使部十二人。直丁一人。雑工戸。

と規定されるように、器仗の生産と雑工戸の名籍管理を主な職掌としていた。別記には雑工戸の中に品部と雑戸のあることが記されているが、養老戸令19造戸籍条に

凡戸籍、六年一造。起^二十一月上旬、依^レ式勘造。里別為^レ卷。惣写^三三通。其縫皆注^二其国其郡其里其年籍^一。五月卅日内訖。二^二通申^三送太政官、一通留^レ国。〔其雑戸陵戸籍、則更写^二一通、各送^三本司。〕
(後略)

とあって、造兵正の職掌にみえる「工戸々口名籍」が雑戸籍を指していることは明らかであろう。八世紀段階から、官によるもの以外にも武器などが生産されており、官が生産を独占する意図はなかったとされているので、実質的には雑戸を中心とする雑工戸の管理こそが造兵司の中心的な機能であったと考えられる。

さて、右のように器仗の生産それ自体の重要性が必ずしも高くはないとすると、造兵司に所属する雑工戸から、毎年特定の時期に工房へと工人が上番してくるという体制には、どのような目的があったのだろうか。ここで、櫛木氏の研究⁽²⁹⁾により具体的な様相が明らかにされた、技術官人

制という日本独自のあり方に注目したい。

日本では、先に見たように造兵司所属の雑工戸や雑工部が明確に「職員」として規定されており、工人が同時に官人として官司内に包摂されていた。雑工戸は官人とは言い難く、あくまで番上する工人だが、その管理・教習にあたる伴部である雑工部は下級官人の一種であり、雑戸のうち技術に優れた者が選出された。『令義解』職員令27造兵司条に

謂、此取^二雑工戸^一而充之。其鍛冶司鍛部、土工司泥部等、如^レ此之類者、皆自^二鍛戸泥戸内^一而取充。但戸内无^レ人者、通^二取佗氏^一。

と述べ、また『令集解』同条令釈に「釈云、取^二雑工戸内^一也。」とするのは、雑工部が原則的に雑工戸から出身することを示す。延喜兵庫式32雑工部条にも「凡雑工部廿人、簡^二取戸内百姓芸業勝^レ衆者^一、移^二兵部省勘籍補之^一。」とあり、雑工部は雑工戸から選出されることが想定されていた。このように雑工戸から下級官人を選出して指導にあたらせるというサイクルは、官司内部での技術再生産を意図していたとされる⁽³⁰⁾。このことは、雑戸解放と旧雑戸の上番再開時における史料からもうかがえる。『続日本紀』天平十六年(七四四)二月丙午条に

丙午、免^二天下馬飼雑戸人等^一。因勅曰、汝等今負姓、人之所^レ恥也。所以原免、同^二於平民^一。但既免之後、汝等手伎、如不^レ伝^二習子孫^一、子孫弥降^二前姓^一、欲^レ從^二卑品^一。又放^二官奴婢六十人^一從^レ良。

とあって、雑戸が解放されることとなった。同年四月には「廢^二造兵・鍛冶^三司^一」とあることから、造兵司・鍛冶司の機能も停止している。

しかし、雑戸解放の勅の後半で「如不^レ伝^二習子孫^一、子孫弥降^二前姓^一、欲^レ從^二卑品^一」と語られているように、技術伝習自体は依然免除してい

ない。『続日本紀』天平勝宝四年(七五二)二月己巳条に

己巳、京畿諸国鉄工・銅工・金作・甲作・弓削・矢作・柀削・鞍作・
 鞆張等之雑戸、依_レ天平十六年二月十三日詔旨、雖_レ蒙_レ改_二正姓_一、
 不_レ免_二本業_一。仍下_二本貫_一、尋_二檢天平十五年以前籍帳_一、每_レ色差免、
 依_レ旧役使。

とあるように、旧雑戸は国家的な造営事業が落ち着いてくると再び官司
 へ上番させられている。造兵司もこの時までには復活していたようであ
 る。⁽³²⁾一連の流れから、造兵司・鍛冶司の存在意義は、雑戸の技術伝習の
 場であることに求められる。前章第二節において、当時律令国家が自ら
 の管理外において軍需生産技術の維持が期待できないとの不安を抱いて
 いたとする春名氏の見解を挙げたが、それが『延喜式』に至るまで、制
 度上の雑工戸の残存を導いたのであった。

造兵司に雑工戸を上番させることの基本的な意義は、右の通りである
 う。しかしここで、雑工部が番上官として、一年を通じて造兵司に上
 番していたことにも注意しなければならない。なぜなら、別記や『延喜
 式』に記すごとく、雑工戸は閑月に上番することを原則とするのである
 から、雑工部の指導が雑工戸のみを対象とするのであれば、それ以外の
 時期に彼らが上番している必要性が薄いからである。さらに、『類聚三
 代格』大同三年(八〇八)十二月十五日太政官符からは、当時造兵司に
 「才長上二一員」が置かれていたことを知る。特に技術に優れた人物を、
 職員令の定員外に長上官として勤務させていたことは、明らかに造兵司
 内における技術伝習が、雑工戸の上番時期に限られなかったことを示し
 ている。

そこで、前章第一節でも言及したように、延喜兵庫式の想定する労働
 力が雑工戸のみではなかったという可能性が浮かび上がる。『令集解』

賦役令24丁匠赴役条古記には、役丁・匠丁の分配について「依_レ名分配、
 謂依_二名簿_一、木工者配_二木工寮_一、鍛師者配_二鍛冶司_一也。」とあり、造兵
 司と同じく雑戸を所属させた鍛冶司に、諸国から徴発された匠丁として
 「鍛師」が上番することもあり得たのである。そしてこの注釈が古記に
 よるものであることから、このような広範な技術者の徴発が、奈良時代
 からすでに行われたと推定できる。造兵司も、品部・雑戸制の変質・解
 体によってその労働力基盤が雇工へと変化したのではなく、当初より雑
 工戸と匠丁や雇工などとの二元的な基盤を想定していたと考えるべきで
 はないだろうか。

いわゆる官営工房が律令国家全体の技術センター的役割を果たしたこ
 とが指摘されており、⁽³³⁾また堀部猛氏が、全国から徴発された匠丁が中央
 から地方へと技術を伝播したとの見通しを示している。⁽³⁴⁾こうした議論の
 中に造兵司と雑工戸とを位置付けるならば、次のようにいうことができ
 るだろう。造兵司においては、軍需生産技術の基盤として雑工戸の管理
 と教習を行い、この中から選出された雑工部によって、雑工戸のみなら
 ず匠丁や雇工に対しても指導が行われた。そして技術指導を受けた工人
 は、あるいは再び造兵司に上番したかもしれないし、またあるいは諸国
 へと技術を持ち帰り、在地における軍需生産技術の維持・向上に貢献し
 た可能性もあったのである。⁽³⁵⁾

雑工戸の上番と、彼らによる技術の再生産が、このように律令国家の
 軍需生産の基盤をなすものであったからこそ、品部・雑戸の解体が進む
 中에서도、律令国家は造兵司における雑工戸の掌握と教習に固執したので
 であろう。また、このように工房内における技術伝習それ自体が重要な
 課題であった⁽³⁶⁾からには、律令国家が雑工戸による在地での器仗生産とそ
 の貢納という形態を選択するとは考えがたいことも、前章で述べた通り
 である。

以上、造兵司における雑工戸の官司内技術再生産が、造兵司に上番す

る雑工戸以外の工人らと結びつくことで、広く律令国家の技術水準を維持・向上させるものであったことを確認した。しかしながら、造兵司による雑工戸の掌握とこれに基づく官司への上番の強制は、次第に弛緩していったことも確実であろう⁽³⁷⁾。そこで次に、造兵司の活動を文献史料から追ってみたい。

二 史料上にみえる造兵司の衰退

造兵司の基盤が雑工戸にあることはすでに見てきた通りであるが、これまでの手工業や品部雑戸制に関する研究によると、九世紀において品部・雑戸はすでに解体し、有償で雇用される工人へと労働力基盤が変化したとされており、雑工戸や鍛冶戸は調庸徭分によって官司に財源を提供する資養農民化したといわれている⁽³⁸⁾。

前章第一節において、延喜兵庫式は雑工戸以外の工人をも想定しているとの見通しを示したが、これは前節での検討からほぼ確実であると思われる。したがって、品部・雑戸から雇工へという単純化された理解は必ずしも正しくない。当初より労働力としては品部・雑戸以外の匠丁や雇工なども想定されていたのであり、雑工戸が実体を失うに伴って雇工へと一元化していったと考えるべきであろう。このような観点から、本節と次節では、造兵司の活動を示す史料を再検討していきたい。

造兵司は、地方において生産される器仗の品質管理に関与していた。
『続日本紀』靈龜元年（七一五）五月甲午条には、

甲午、詔曰、（中略）又五兵之用、自_レ古尚矣。服_レ強懷_レ柔、成_レ因_レ武徳。今六道諸国、營_レ造器仗、不_レ甚牢固。臨_レ事何用。自_レ今以後、毎年貢_レ様、巡察使出日、細_レ為_レ校勘焉。

とあって、『延喜式』にまで引き継がれる様器仗の貢進が開始される。

その発端が諸国の生産する器仗の品質が不十分であることとされている点に注目したい。延喜兵部式76様器仗条に

凡諸国様器仗者、省与_二兵庫_一檢校定_レ品、了副_二国解文_一奏_二進内裏_一。閱_二定其品_一、了省更申_レ官、官下_二符兵庫寮_一、即諸司就_レ庫収之。其器仗鑄_二題專当官人姓名_一、若檢閱有_二不如法_一、随_レ事科貶。

とあり、様器仗は造兵司雑工部などの技術者による点検が行われたと考えられる。さらに『類聚三代格』弘仁六年（八一五）二月十六日太政官符には

太政官符

応_レ造_二年料甲_一事

右被_二右大臣宣_一稱、奉_レ勅、頃年諸国所_二造進_一年料甲冑、徒有_二作劳之費、无_レ有_二当用之便_一。宜_レ腋楯小手脚纏_一従_二停止_一。自今已後、立_レ為_二永例_一。

弘仁六年二月十六日

とあり、中央で諸国から貢進された様器仗を点検した結果、実用性の面から不要な部品を取り除くことを指示している。弘仁年間に至るまで、造兵司による地方の軍需生産技術への監査・指導が行われたことは明らかであろう。

造兵司はまた、地方への技術伝播も行った。天平四年（七三二）の節度使による地方軍事力の再整備に際して、節度使の指導のもとで綿甲や弩の製作が行われたのは、その早い事例であろう。北啓太氏の述べるように、これは節度使が技術者を伴って任地に赴き、装備の強化を図ったものと解される⁽³⁹⁾。この段階では中央の造兵司による全国への技術供与が

節度使を介して行われたのである。

また、八世紀末から蝦夷との戦闘が激化すると、造兵司による技術支援も活発化した。『類聚三代格』天応元年（七八一）四月十日太政官符には、

太政官符

停_二鉄甲_一造_二革甲_一事

右被_二内大臣宣_一傳_レ奉_レ勅_レ、如_レ聞_レ、諸国甲冑稍経_二年序_一、皆悉洪統、多不_レ中_レ用。三年一度立_レ例修理、随修随破。極費_二功役_一。今革之為_レ甲、牢固経_レ久、擲_レ躬輕便、中_レ箭難_レ貫。計_二其功程_一、殊亦易_レ成。自今以後、諸国所_レ造年料甲冑宜_二皆為_レ革。即准_二前例_一、毎年進_レ様。但其前造鉄甲不可_二徒爛_一。毎_レ経_二三年_一、依_レ旧令_レ修。

天応元年四月十日

とあって、鉄甲の生産を停止して革甲を生産するように指示が出されている。末尾に「毎年進_レ様」とあることからすれば、生産された革甲の品質を中央の造兵司で生産したものを基準に評価するものと思われ、造兵司において確立した革甲の生産技術を諸国に普及しようとしたのである。さらに『続日本紀』延暦十年（七九一）六月己亥条には、鉄甲三千領を新たな規格の現物見本である「新様」によって諸国に修理させるとあるが、この「新様」も造兵司から下されたものと考えられる。

右のように、九世紀初頭まで、造兵司は律令国家の技術センターとして、活発に活動していたことが推察される。ところが、九世紀前半ごろから、このように地方の軍需生産に造兵司が関与したことを示す史料はほとんどみえなくなる。代わって、次第に技術伝習を縮小させていったと考えられる史料が現れてくる。『日本三代実録』貞観八年（八六六）五月十九日条には、

太政官処分、停_二伊勢・越前・加賀・越中・丹波・丹後・因幡・播磨・備中等九国年貢馬革百張_一。造兵司修理年料甲百領、令_下諸国貢_二馬革二百張_一以充_中彼料_上。貞観五年減_二修理五十領_一。仍半折輪焉。

とある。貞観五年の段階で造兵司が毎年修理する掛甲の数量は半減されており、これは延喜兵庫式14破損甲条に「凡破損甲、毎年五十領、待_二官符到_一請_レ料修理。即返_二納本庫_一。」と規定される。同28諸国修理甲料条には

凡諸国所_レ進修理甲_一料馬革者、尾張六張、近江十七張、美濃廿四張、但馬十一張、播磨卅二張、阿波十張。並以_二一駅、伝、牧等死馬皮_一熟而送之。若不_レ足者、買備満_レ数。

と、右の史料における決定に従い百張の馬革が定められている。前章第一節で述べたように、年料の修理は雑工戸上番期間を想定したと考えられるので、その作業量の削減は、雑工戸を中心とする造兵司における技術伝習の縮小につながると考えられる。

また、『続日本後紀』天長十年（八三三）六月庚午条に、

庚午、兵部省奏、造兵司雑工廿人之中割_二二人_一、鼓吹々部卅四人之中、割_二大小角鼓生各一人_一、将_レ為_二三省書生_一。許_レ之。

とある。雑工部・鼓吹部はともに技術教習を行う伴部であるから、右の記事も当時の造兵司における技術伝習が縮小傾向にあったことを傍証するだろう。延喜兵庫式32雑工部条には雑工部の定員を二〇人としているので、いずれかの段階で旧数に復した可能性もあるが、すでに述べたよ

うに大同三年には二名の「才長上」も削減されており、技術伝習の縮小は疑いなくあるところである。

大同年間の技術関係下級官人の削減は、民間における技術水準の向上を反映し、官人として課役を免除される存在を排除しようとするものであったことが知られている。⁽⁴³⁾ 八世紀の律令国家は、民間において軍需技術が保存されないことを危惧したが、九世紀に至り、民間における技術が十分に向上していたこと⁽⁴⁴⁾を背景にして、技術再生産を縮小してでも、国家財政の再建を重視したのである。そしてその後造兵司における技術伝習は縮小の一途をたどったが、その背景には、弘仁年間に「中外無事」と称された⁽⁴⁵⁾ような、内外の軍事的緊張の弛緩があっただろう。

三 雑工戸支配の後退と造兵司の解体

造兵司における技術伝習が縮小すると同時に、各地の雑工戸に対する支配も形骸化していった。『日本三代実録』元慶元年（八七七）十一月八日条に「詔返^二收造兵司所役之遠江国雑工戸廿烟。其代充^二山城国。復^レ旧也。」とあるのは、山城国から遠江国、そして再び山城国へと雑工戸二〇戸を改定したことを述べているが、このように容易く点定できる雑工戸が、かつての雑戸の流れをくむ世襲的な技術民でないことは明らかであろう。

先に一部を掲げた『日本三代実録』元慶四年（八八〇）八月十六日条の詳細を示そう。

兵部省言、鼓吹司吹戸者、調徭雜役、共被^二免除。資^二私糧食、學習鼓角。依^レ式、戸別点^二定六丁。若過^レ期者、拔^二補他戸課丁。而山城国司、六丁之外、加^二置課丁五六人、兼壳^二却見丁之戸田。請依^レ式令^レ行之。又吹戸男女、老少有^レ数、須^二依^レ数載^二計帳。而山城国司除^二棄大小口、只抄^二六丁、以為^二一戸。請依^レ数令^レ載^レ帳。又吹戸計帳者、

国司与^二鼓吹司令史已上一人、以^二中已上戸一点定、勿^レ充^二他役。山城国吹戸七十五烟也。而国司除^二棄二烟、只置^二七十三烟。其七十三烟内、所^レ欠課丁猶多。請依^レ式令^レ定七十五烟、依^二旧年計帳、返^二付課丁卅六人。太政官処分、下^二知山城国司、依^レ請許^レ之。

これは恐らく鼓吹司からの解を受けた兵部省が、鼓吹戸の管理をめぐる山城国司の不正を糾弾したものである。延喜兵庫式33鼓吹戸条および34鼓吹戸計帳条より、鼓吹戸は戸内から六丁を選出して上番させ、また鼓吹戸の計帳作成時には鼓吹司官人が現地へ赴くことが定められている。これに対し山城国司は、戸ごとに六丁のみを記した計帳を提出しており、また独断で課丁を増員して口分田を売却し、あるいは課丁を欠いていたという。

雑戸を起源に持つ鍛冶戸や銅戸（馬銅）も、計帳を作成して本司に進上する規定が存在して⁽⁴⁶⁾おり、後述するように雑工戸も計帳による把握を行っていたと考えられる。雇役などのために、畿内における計帳を通じて支配は畿外におけるそれよりも厳密であったとされているが、⁽⁴⁷⁾九世紀後半には山城国においてすら計帳による支配が貫徹していないのであるから、まして畿外の状態を正確に掌握することは不可能であっただろう。戸を単位として雑工戸を把握するからには、その戸についての情報源である計帳に国司の不正が及ぶことで、雑工戸の管理そのものが崩壊したと考えられる。

これに関連すると思われるのが、『日本三代実録』元慶元年閏二月廿日条の「太政官処分、令^二民部省不^レ待^二造兵司移文、給^中尾張国大帳返抄^上。」という記述である。これによると、尾張国の大帳返抄発給には、「造兵司移文」が必要であったが、これ以降は「造兵司移文」を待つことなく返抄を発給することを民部省に命じている。延喜主計式下12陵戸帳条に、

凡左京、五畿内、伊勢、近江、紀伊、淡路等職国陵戸帳、諸陵寮勤
 畢後、待^二彼寮移^一放^二大帳返抄^一。

と規定していることより、「造兵司移文」も雑工戸の計帳に関わるものであるとみてよい。それが今後不要であるということは、すでにこの「造兵司移文」に実効性がなかった、すなわち在地における雑工戸に造兵司の把握が及んでいなかったということを示している。造兵司における雑工戸は、もはや人別に把握される存在ではなく、単に数量的に戸数なし人数で把握されるようになっていた。

また、雑工戸の側でも、延喜兵庫式に絶戸の記載があるように、造兵司の支配から脱する動きがあった。浅香氏は九世紀の中央官司において、品部・雑戸や飛驒匠丁などの律令に規定された徭役労働力が失われ、代わって各種の雑工の補充や雇用労働力の動員が行われていたとする⁽⁴⁸⁾。

このような、官司と雑工戸という両面からの抵抗こそが、雑工戸を造兵司の労働力基盤から、官司財源へと変質させる要因ではなかったか。元慶元年の記事は、こうした変化が制度面に反映されたことを示すのである。

しかるに、特殊な計帳によって把握される世襲的集団の解体は、一面では官司隷属民としての雑戸の遺制から、造兵司と雑工戸とが脱却したことをも意味している。雑戸解放以降、八世紀から品部・雑戸制が急速に解体したのではなく、実際には特定の集団に対する計帳を通じた官司の支配は比較的長く残存し、九世紀後半に至ってようやく名実ともに解体したのであった。

栄原永遠男氏は、京内を中心に徭役労働が解体し、代わって九世紀における雇用労働が京内において最も発達したと指摘している⁽⁴⁹⁾。栄原氏によれば、京内および周辺には、農業生産から遊離して雇用労働により錢

貨などを入手する人々が存在し、律令国家の労働力供給源となっていた。雑工戸からの上番が確保できなくなると、造兵司はこのような雇用労働力に依存したと考えられる。

また、前節までみてきた技術伝習という点では、民間の工人のうち優れた者を雑工部として登用した可能性を指摘したい。浅香氏は、九世紀以降手工業を営む富豪層が現れ、彼らが諸司の工房や王臣家などのもとの流動的に就労したと述べている⁽⁵⁰⁾。雑工戸内に適任者のいないときには、他の白丁らを雑工部に任ずるとする『令義解』の説は、こうした実情を反映したものであろう。

ところで、本章第一節で述べたように、造兵司における技術伝習は、雑工戸を母体とする指導者により、軍需生産技術を白丁工人らへと普及することで、律令国家全体における技術水準の維持・向上を図るものであった。つまり、民間における有技術者・工人の充実を受けて、雑工戸の上番を放棄して雇工へと労働力を一元化させたこと、さらに技術指導者にも雑工戸以外の有技術者を取り込んだことは、ある意味では造兵司の究極的な存在目的が達成されつつあったことを示しているともいえるのである。

では、品部・雑戸制の遺制としての雑工戸が解体する中で、貞観造兵司式に存在したであろう延喜兵庫式31雑工戸条相当条文の内容はどのように機能したのであろうか。

その段階では、新井氏の述べたごとく、雑工戸は調庸徭分をもって造兵司の運営に必要な財源、具体的には工人の功直と食料との財源を供給する資養農民となっていたのである⁽⁵¹⁾。このような中で、上番する雑工戸の資養形態を定めた規定は、雑工戸からの収取と上番する工人への給養の規定として読み換えられ、『延喜式』にまで引き継がれたのであろう。

こうして、元慶年間の前後に雑工戸に対する特殊計帳による支配が放棄され、造兵司の労働力基盤が雇工らに求められるようになる、大宝

令以来雑工戸の管理を担ってきた四等官の必要性が大きく低下したものである。これを受けて、ついに寛平八年、造兵司は兵庫寮へと統合されたのであった。

小結

本章では、律令制下の造兵司が担った技術再生産という機能を確認し、九世紀にその機能が縮小したこと、それと前後して造兵司の基盤である雑工戸に対する支配が崩壊していったことを、少ないながらも造兵司の活動状況を示す史料から跡付けてきた。

ここで注意したのは、造兵司解体の直接的要因が雑工戸に対する個人身支配の放棄であったことである。松本氏は、造兵司が官司内での生産から雑工戸による貢納へと移行したことを造兵司解体の要因として想定したが、実際には雑工戸の解体後も工人を雇用労働力に依存しながら生産活動は維持されていた。

むしろ造兵司の活動を維持するうえで、もはや雑工戸という特定の集団を把握することができず、また京内および周辺における有技術者・手工業民の増加を受けてその必要もなくなったからこそ、造兵司の四等官を廃止することとなったのである。

おわりに

本稿では、中央において軍需生産を行った造兵司が寛平八年に解体されるまで、いかなる経過をたどったのかを検討してきた。

まず第一章で、延喜兵庫式31雑工戸条の内容を具体的に分析し、九世紀の造兵司が在地で生産された器仗を貢納させたとする説は成り立たず、むしろ官司に工人を上番させるための規定であったことを述べた。

次いで第二章では、律令制下における造兵司の存在意義を先学の成果

によりつつ確認し、造兵司の基盤となる雑工戸との関係がいかに変質し、造兵司の解体へと至ったのかを跡付けた。その結果、造兵司の解体の最大の要因は、雑工戸に対する計帳を通じた個人身支配の崩壊と、京内を中心に増加した雇用労働力への労働力基盤のシフトであったと考えた。

徵発を忌避する雑工戸と、計帳に不正な改変を加える国司とによる抵抗の前に、造兵司は特定集団による技術伝習という建前を放棄し、京周辺の工人を把握することによる技術労働力確保へと向かったのであった。その背景に、民間における技術力の向上と、広範な雇用労働の展開があったことは、すでに先学の明らかにしてきたところである。

本稿は造兵司に着目したために、扱う史料も限られ、律令国家における技術労働の全体像に言及できなかった。また、軍需生産に限っても、中央と地方との関係や、律令軍制全体の動向の中での造兵司の役割などを、詳細に検討することができなかった。律令国家の技術体系・軍事体制の中にいかにして造兵司を位置付けるかは、今後の課題としたい。

筆者の力不足により、推論となる部分も多くなってしまった。また本稿において先学の記述の意図を誤解し、あるいは研究に不当な批判を行っていることを恐れるばかりである。諸賢の御叱正を賜れば幸いである。

註

- (1) 早川万年「延喜兵庫式の成立」〔延喜式研究〕二三、二〇〇七。
- (2) 狩野久「品部雑戸制論」〔狩野「日本古代の国家と都城」東京大学出版会、一九九〇所収、初出一九六〇〕。
- (3) 松本政春「造兵司の復置年代について」〔松本「奈良時代軍事制度の研究」塙書房、二〇〇三所収、初出一九八三〕。また訳注日本史料「延喜式下」〔集英社、二〇一七〕における当該条文補注（担当は中村光一氏）も、同様の理解を示している。

- (4) 『政事要略』卷五十九引貞観十年十一月十六日民部省符。
- (5) 新井喜久夫「品部雑戸制の解体過程」〔彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上、吉川弘文館、一九七八所収〕
- (6) 浅香年木「官営工場の解体と私営工場の構造」〔浅香『日本古代手工業史の研究』法政大学出版局、一九七二所収、初出一九六四〕
- (7) 中村光一「大同、寛平両期における兵庫寮の再編について」〔『史聚』三九・四〇、二〇〇七〕。
- (8) 浅香氏前掲註6論文。
- (9) 新井氏前掲註5論文。
- (10) 榎木謙周「律令制人民支配と労働力編成」〔榎木『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六所収、初出一九七九〕五二頁注(16)。
- (11) 訳注日本史料『延喜式』下 木工式30鍛冶調庸條補注(担当は三上喜孝氏)。
- (12) 古尾谷知浩「都城と手工業」〔館野和己編『日本古代のみやこを探る』勉誠出版、二〇一五所収〕。
- (13) 榎木氏「律令制下の技術労働力編成」〔榎木氏前掲註10著書所収、初出一九九九〕。
- (14) 春名宏昭「藤原仲麻呂政権下の品部・雑戸と官奴婢」〔義江彰夫編『古代中世の政治と権力』吉川弘文館、二〇〇六所収〕。
- (15) 養老賦役令37雜條条。
- (16) 『続日本紀』天平宝字元年八月甲午条。
- (17) 春名氏前掲註14論文。
- (18) 新井氏はこれを貞観八年以降、元慶元年十一月八日以前とする。新井氏前掲註5論文五二三頁注(46)。
- (19) 長山泰孝「徭役と給糧」〔長山『律令負担体系の研究』塙書房、一九七六所収、初出同じ〕。
- (20) 吉野秋二「大宝令歳役・雇役制試論」〔吉野『日本古代社会編成の研究』塙書房、二〇一〇所収、初出一九九八〕。
- (21) 大津透「律令国家と畿内」〔大津『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三所収、初出一九八五〕、吉野氏前掲註20論文。
- (22) 吉野氏前掲註20論文。
- (23) 吉野氏前掲註20論文。
- (24) 早川庄八「律令財政の構造とその変質」〔早川『日本古代の財政制度』名著刊行会、二〇〇〇所収、初出一九六五〕。
- (25) 新井氏前掲註5論文。
- (26) 『類聚三代格』寛平八年(八九六)九月七日太政官符。
- (27) 『類聚三代格』寛平九年(八九七)二月十七日太政官符。
- (28) 吉田晶「古代における住民の武装と国家的軍制」〔『歴史評論』五二四、一九九三〕、古尾谷氏「文献史料からみた古代の鉄生産・流通と鉄製品の生産」〔奈良文化財研究所編集発行『官衙・集落と鉄』二〇一〇〕。
- (29) 榎木氏前掲註13論文。
- (30) 榎木氏前掲註13論文。
- (31) 『続日本紀』天平十六年四月甲寅条。
- (32) 松本氏前掲註3論文。
- (33) 榎木氏「日本古代手工業論ノート」〔榎木氏前掲註10著書所収、初出一九九二〕。
- (34) 堀部猛「匠丁考」〔『延喜式研究』九、一九九四〕。
- (35) 榎木氏「律令制的技術労働力編成の形成とその背景」〔『洛北史学』一九、二〇一七〕は、エダチとして全国的に徴発され、中央で使役された人々に対し、技術官人による指導が行われるという形態が存在したとする。そしてエダチは律令制下の歳役・雇役に引き継がれ、特に技術を有する白丁を対象にした匠丁制が先の慶雲三年格により整備されていったと整理する。このように、中央に集められた人々に対して技術官人による指導が行われることが律令制以前から行われていたならば、造兵司において匠丁らに対する技術伝習が行われたと考える方が自然である。
- (36) なお、松本氏「延喜兵部省式諸国器仗条をめぐる諸問題」〔松本氏前掲註3著書所収、初出一九八一〕や、中村氏「令制下における武器生産について」〔虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五所収〕のように、毎年諸国に特定の種類の器仗を一定数生産させる年料器仗制が畿内に存在しないことから、造兵司の生産する器仗が畿内に供給されたとする見解がある。しかし、本節での検討をふまえるなら、造兵司が毎年一定の器仗を生産・修理することは工房における技術伝習と不可分であるということになるから、むしろ年料器仗制それ自体も、国衙工房などにおける技術伝習のための制度だったのではないかと思われる。
- 著名な『類聚三代格』弘仁十三年(八二二)閏九月廿日太政官符には、国ごとに一人の「造年料器仗長」と、国の等級に応じて二〇人から三〇人の「同丁」が「徭丁」として記されている。中村氏は、軍団廃止以前には年料器仗の製作には兵士を充てたとするが、十川陽一氏「律令制下の技術労働力」〔十川『日本古代の国家と造営事業』吉川弘文館、二〇一三所収、初出二〇〇八〕の述べるように、律令制下の諸国では手工業技術を持つ者が把握されていたから、兵士であれ雑徭であれ、有技術白丁による技術伝習が行われたと考えて差し支えないだろう。
- 畿内に年料器仗の規定がないのは、雑工戸が畿内に集中していることから、造兵司における技術伝習で十分とされたためであろう。中村氏自身が述べるように、

年料器仗は諸国の生産し得る器仗の一部に過ぎず、必要に応じて追加での生産を行つたとみられる。逆にいえば、年料器仗の規定が、ただちに器仗生産の有無を示すわけではないのであり、畿内に造兵司から武器を供給したと断定することはできないのではないだろうか。

- (37) 浅香氏前掲註6論文、新井氏前掲註5論文。
(38) 浅香氏前掲註6論文。
(39) 新井氏前掲註5論文。
(40) 天平六年(七三四)出雲国計会帳(『大日本古文書』一、五八六頁～六〇四頁)。
(41) 北啓太「天平四年の節度使」(『土田直鎮先生還暦記念会編』奈良平安時代史論集)上、吉川弘文館、一九八四所収)。
(42) 『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)八月庚戌条に同内容の勅が見えている。
(43) 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」(『目崎』平安文化史論』桜楓社、一九六八所収、初出一九六二)。
(44) 例えば『続日本後紀』承和二年(八三五)九月乙卯条にみえるように、当時造兵司の官人ではなかったと思われる嶋木史真が、自ら新式の弩を開発し、これを律令政府に提供している事例がある。彼は外従五位下の位階をもつことから、技術系の官職を経た可能性もあるが、「機巧之思、頗超群匠。」と称され、広範に存在した有技術者の一人であろう。
(45) 『類聚三代格』弘仁四年(八一三)八月九日太政官符。
(46) 延喜木工式29鍛冶戸条、延喜左右馬式61銅戸計帳条。
(47) 杉本一樹「計帳歴名」の京進について(『杉本』日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一所収、初出一九八五)。
(48) 浅香氏前掲註6論文。
(49) 栄原永遠男「律令国家と日本古代銭貨」(『栄原』日本古代銭貨流通史の研究』塙書房、一九九三所収、初出一九七二)。
(50) 浅香氏前掲註6論文。
(51) 新井氏前掲註5論文。

付記

本稿は、公益財団法人高梨学術奨励基金平成三十年年度研究助成(若手研究助成)による研究成果の一部である。

(国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント)

(二〇一八年九月一八日受付、二〇一九年二月六日審査終了)

record the activities of the Office of Weapon Manufacture show that the technical training within the office and its management of the *zakkōko* were in decline in the ninth century.

As a result, the Office of Weapon Manufacture relinquished control over the *zakkōko*, and on the backdrop of the growth of the labor force in the capital and of the increase of people involved in handcraft manufacture in the central provinces, it switched to a system in which technicians and manpower would be hired as necessary. Thus, the Office of Weapon Manufacture, which since the emanation of the Taihō codes had been in charge of administering the *zakkōko*, was dissolved, and its function as a place of production was inherited by the Bureau of Military Storehouses.

Key Words: *Zakkōko* 雑工戸 , Groups of Miscellaneous Artisans, the Office of Weapon Manufacture, the Bureau of Military Storehouses, the *Engishiki*, the labor force.

The Transformation of the *Zakkōko* (Groups of Miscellaneous Artisans) and the Dissolution of the Office of Weapon Manufacture

FURUTA Kazufumi

In this paper, I will focus on *zakkōko* 雑工戸, groups of miscellaneous artisans descended from the *shinabe* 品部 and *zakko* 雑戸, groups of skilled workers in the Nara period. Through an examination of the changes in their management and recruitment, I will clarify the context that led to the integration of the Office of Weapon Manufacture into the Bureau of Military Storehouses in the eighth year of the Kanpyō era (896).

Scholars have developed mutually incompatible understandings of this process. On one hand, it is thought that the *zakkōko*, made up of *zakko* who were involved in military affairs, was maintained until the *Engishiki* because the *ritsuryō* state had a strong interest in them; on the other hand, some think they were not made to serve in the Bureau of Military Storehouses and ended up producing weapons in the provinces as tribute. In this way, because there was only a vague understanding of the *zakkōko* on which the Office of Weapon Manufacture was based, scholars have been unable to provide a clear answer to the question of why the Office of Weapon Manufacture was dissolved and incorporated into the Bureau of Military Storehouses.

I think there are two reasons for this. First, article 31 on the *zakkōko* from the “Procedures for the Bureau of Military Storehouses” in the *Engishiki* has not been properly analyzed; and second, the activities of Office of Weapon Manufacture up until into incorporation into the Bureau of Military Storehouses have not been sufficiently examined. Therefore, in this paper I will offer a corrective to these shortcomings by outlining the change in the relationship between the Office of Weapon Manufacture and the *zakkōko*, and by investigating the reasons that brought to the dissolution of the Office of Weapon Manufacture.

From an analysis of the “Procedures for the Bureau of Military Storehouses” in the *Engishiki* it can be noted that there is no mention of the fact that the *zakkōko* would be engaged in the production of weapon in the provinces, and it is specified that, as it was also previously done, craftsmen would be made to serve in the center.

Concerning the Office of Weapon Manufacture in the eighth and ninth centuries, I have corroborated the results of previous research by showing that its central function lay in the reproduction of manufacturing techniques for military supplies. In addition, the historical sources that
